

議員提出議案第23号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年(2014年)12月8日提出

宝塚市議会議長 北山照昭様

(提出者)

宝塚市議会議員 伊藤順一

同 浅谷亜紀

同 大河内茂太

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第27項中「平成26年1月1日から平成26年12月31日」を「平成27年1月1日から平成27年12月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 宝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成26年1月1日から平成26年12月31日」を「平成27年1月1日から平成27年12月31日」に改める。

平成26年（2014年）12月8日

宝塚市議会議長

北山照昭様

（提出者）

宝塚市議会議員 伊藤 順一

同 浅谷 亜紀

同 大河内 茂太

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以下の理由により、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び宝塚市議会会議規則第15条第1項の規定により提出します。

（提出の理由）

本市の財政状況は来年度以降も厳しさが予想されるため、財源確保策の一助として平成26年12月31日までの間実施している職員給与の削減措置を1年間延長し、平成27年12月31日までとするため。